

議 長 受付番号第7号、井上栄一君の一般質問を許します。登壇願います。

6 番 井 上 それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第7号、質問議員、第6番 井上栄一。件名、コロナ禍における松田町の行政や財政の対応は。

要旨。(1) コロナ禍で町財政は先が見通せない状況です。定例会では前年度決算が示されますが、非常事態で必要なのが蓄えです。町の貯蓄・財政調整基金の状況はどうなっていますか。

(2) 小学校建設事業は実施設計から校舎建設へ進む段階です。コロナ禍の状況では厳しい税収が推測されます。平成30年度で小学校整備事業の債務負担行為は議決され、ここで実施設計完了に伴う松田小学校整備事業費の工事費の支出や財源がどう変動するのか伺います。

(3) これからの台風シーズン、また、地震や洪水など、災害は突然襲ってきます。これからのというか、ここで台風9号、10号が来て、もう台風シーズンが到来しています。被害者を未然に防ぐために避難所の対応は待ったなしです。現コロナ禍における避難所の対応はどうなっていますか。

以上、よろしく願います。

町 長 それでは、井上議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後町税だけでなく、譲与税、地方消費税、そのほか交付金など、国からの歳入額について減収になるのではないかと予測されていますが、現時点では国からの歳入に係る情報提供がない状況ですので、町税を含めた町の歳入見込みを推計することについては、令和3年度の国の予算編成方針や交付税制度、臨時財政対策債制度の状況など、地方税制制度の見直し等を含めて作成してまいりますので、いましばらくお時間いただきたいというふうに存じます。今後新型コロナウイルス感染症の影響がいつまで続くのか予測がつかない状況を考慮すると、しっかりと蓄え、いわゆる財政調整基金の確保を行い、コロナ禍による第2波、第3波の影響や自然災害への対応など、不測の事態に備えていくことが重要であるというふうにも考えております。

そこで、本定例会に提出させていただきました補正予算(第9号)では、当

初予算額を上回った前年度繰越金や、普通交付税を主な財源として、財政調整基金への積立金1億6,000万円を計上しております。補正予算（第2号）で取り崩しました4,500万円につきましては、補正予算（第7号）にて3,500万円を戻し入れましたので、残りの1,000万円と、新たに1億5,000万円を追加しまして、ここで合わせて1億6,000万の積立てを行うことで財政調整基金の総額が約5億400万円ほどになる見込みとなっております。さらに、今後寄1番地の土地の売却収入を積み増す予定としております。引き続き新型コロナウイルス感染症による第2波、第3波の影響や、台風などの自然災害時は準備もしっかりと整えてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2つ目の御質問にお答えをいたします。まず、今回の松田小学校校舎建設事業は、将来を担う子供たちの学び場であることはもちろんのこと、地域にとっても誇れる学校づくりを目指し準備を進めてまいりました。その結果、町のシンボルとしてもふさわしい小学校の設計がまとまりました。ただ、皆様からの御要望、さまざまな御提案や御意見を取り入れ、また現地調査を進めている段階で、平成10年度に実施された耐震補強工事での外壁塗装並びに平成14年度に実施された天井改修工事での内壁塗装において、現在の規制で使用禁止となっております塗料材、吹付けのアスベスト等が入っているものを使用していたことが判明し、その適正な処理にも費用がかかることが分かりましたので、それらを含めた総事業費は、当初の予算額を上回る事業費となっております。さらには、総事業費のとりまとめ後に判明したことになりますが、先日グラウンド内の一部撤去など整備を進めておったところ、現在のグラウンドの場所にあった旧校舎のコンクリート片などが多数埋設されていたことが分かり、事業費が若干増える予定でございます。

このような状況でもございますが、町職員及び関係者の不断の努力により、国庫補助金等が当初よりも多く見込めることとなり、現時点の計画では事業費が増加したのにもかかわらず県貸付金と合わせた地方債が当初計画よりも発行が抑えられる状況となっております。

それでは、これまでの経緯と事業費の支出について御説明をさせていただきます。井上議員には恐らくこの参考資料が行っていると思うので、それを見ら

れたほうが分かりやすいかと思えます。松田小学校建設事業に関しては、平成30年12月議会においてプロポーザルにて事業を選定するため、総額28億9,600万円の債務負担行為を予算補正にてお示しいたしました。その際の財源といたしましては、国・県支出金が4億400万円、町債が23億1,000万円、一般財源が1億8,200万円でした。令和2年3月の議会定例会の議会全員協議会において財政推計をお示しした際の財源内訳といたしましては、平成30年12月の債務負担行為のときと比較して申し上げますと、総事業費は変更ないまま、国・県の支出金が3億8,000万円の増額し7億8,400万円、町債が4億4,800万円の減額し18億6,200万円、一般財源が6,800万円増加し2億5,000万円となっております。

その後、本年4月から実施設計及び積算の進捗に伴う変動につきまして御説明をさせていただきます。先ほど説明させていただきましたとおり、皆様からの要望やアスベスト除去費用を反映させていただいた結果、総事業費が31億5,500万円となっております。平成30年12月時の債務負担行為と現時点での総事業費を比較して申し上げますと、当初の債務負担行為のときよりも2億5,900万円の増額となっております。その財源につきましては、国・県の補助金が6億6,300万円増加し10億6,700万円となっております。増額の主な要因は、松田小学校校舎建設事業が公立学校では全国3例目となる木造の校舎ということで、文部科学省よりエコスクールとして認定されたことや、当初予定をしていなかった給食調理室も国庫事業として認定され、また今回の増額要因となっておりますアスベスト除去費用についても2分の1の補助対象となるなど、当初よりも補助金の対象範囲が増えたことなどが主な要因となっております。それらの要因に伴い、町債につきましては4億7,200万円減額し18億3,800万円、また教育施設整備基金を活用した一般財源は6,800万円の増加となっております。また、本年3月定例議会の議会全員協議会において御説明をしました財政推計時の事業費と現時点での総事業費を比較して申し上げますと、事業費が2億5,900万円増額となり、財源につきましては国及び県補助金が2億8,300万円の増額、町債につきましては2,400万円の減額、一般財源につきましては増減なしの2億5,000万となっております。

なお、事業完了後の教育施設基金残高は、約5,000万円となる見込みでございます。この残額につきましては、教育施設整備基金の目的に沿って、必要に応じて必要な整備に活用したいと考えております。

次に、3点目の御質問にお答えさせていただきます。風水害はある程度予見はできますが、地震は突然にやってきます。土砂災害や地震など、いかなる災害においても迅速に対応することが町の責務と考えております。そのために、町では人命救助を最優先とする応急対処をしっかりと実施し、町民の生命を守ることに全力を傾注してまいることには変わりありません。

その中で、避難所におけるコロナ対策といたしましては、国・県のガイドラインに基づき策定いたしました避難所設置要綱により、検温の実施、連絡先の確認、マスクの着用、ソーシャルディスタンスを考慮した避難所の配置を実施し、避難所運営を行ってまいります。

被害等の状況により、避難期間が長期にわたる場合は、テントによる仕切りの確保と全体の再配置、健康不安者や要介護者などの隔離スペース、動線管理、ごみの処理と、十分な消毒して適宜の換気と清掃などの衛生管理、個人の健康管理など徹底して長期滞在に対応してまいります。

また、避難所における運営スタッフにつきましても同様な対応を行い、うつらない、うつさないを徹底し、対応してまいります。

今後避難所にてコロナ感染が疑われる方が発生した際には、迅速に対応できるよう、県対策本部や保健所と連携しながら、一般の避難者と接触しないよう、隔離・分離スペースの確保と動線管理を行い、速やかに検査を受けられるよう、県対策本部、保健所と調整し、運営を行ってまいります。以上でございます。

6 番 井 上 答弁ありがとうございました。順番的にはですね、(1) (2) (3)という事で答弁をいただきましたけれども、ちょっと時間も限られていますので、先にですね、2番の小学校建設事業の関係をですね、先に再質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

今、回答がございまして、また先日全協でもですね、示されました建設事業費、これは今、答弁の中でもですね、町長のほうで30年度の債務負担行為を認定された28億9,600万円から31億5,500万円増額をしたということでございます。

それらの内訳のところをですね、私のほうも資料を頂いていますけれども、なかなかですね、この部分というのは口頭の説明とかこういう文書での説明というのは、大変難しいというふうに考えています。この定例議会の中ではですね、これに関する松田小学校建設事業の継続費のですね、補正の審議もですね、含まれております。先ほどもありましたように、その補正の審議の後ですね、工事請負契約の議案も想定をされているというお話もありましたので、その前にですね、やはり議会としてどういうふうに変動をしたのか。28億9,600万円、平成30年度で議会として債務負担行為の議決をしましたけれども、ここでどういうふうですね、例えば補助事業が増えて起債が減ったということはですね、大変財源的にはよくなっているというふうには理解しますが、後年度負担としての今まで財政推計をですね、何回もですね、例えばこういうA4の横のですね、事業で大規模事業とかですね、その他事業というふうなものにおける財政推計、それから松田町の普通会計における公債費の見込み等というのをですね、その都度出していただいていると思います。

この松田小学校建設事業、額的にもですね、やはり松田町の中で一番重要なですね、一回建てればもう50年、60年というふうな規模の事業で、後年度に残るですね、またかなり後年度負担もですね、起債等の返還等も含めて後年度負担も大きい事業をですね、やはりここで議会で審議する上で、それらの資料をですね、補助事業と単独事業で、今言われましたアスベストの関係の出た事業、それがどういうふうに財源的に、事業費的にはどういうふうに動いて、その内訳としての財源がどのように変更したのか。それに係る後年度負担としての町の財政推計がですね、やはり起債の償還年限を踏まえた形の中で、先ほど前者のほうの質問の中に、公債費負担比率が13%ぐらいまでいくというふうな説明もありましたけれども、そういった部分がどういうふうに変ったのか、それらをですね、ぜひここで…ここでというのは、この定例会中にですね、補正予算の審議等に間に合えばですね、そういったものを基に、議会として審議できるのではないかということで、そういうふうなしっかりとした資料をですね、建設事業関係と今後の財政推計の資料をですね、お示ししていただけるのかをお伺いをしたいと思います。

政策推進課長　　まず、財政推計とですね、公債費の見込みということで、平成2年の3月4日に出した資料をここに掲載しております。その中でですね、この公債費の見込みを見ますと、現在ですね、当初に行われた数値がございます。この起債の額につきましては、18億6,190万円で推計をしておりますので、この公債費をですね、今回の比率に合わせますと、一番高い率の2034年が先ほども言われた13%を見込んだ推計をしておりましたが、ここで恐らく12.09ぐらいの、0.05%ぐらいの減になる見込みの推計となる状況でございます。

                  というのは、当初この令和2年3月に出した資料につきましては、今後想定される財政のいわゆるデジタル化も含めて、GIGAスクールも含めて、全部推計したものでございます。そこを加味して、松田小学校整備事業の起債については18億6,190万円で推計をしておりました。今回ここに提示された新たな数字を見ますと、2,400万円ほど減額になっておりますので、その2,400万円が25年間の中の期間で割り振りますと、おおむね0.05%ぐらいの公債費の見込みの推移の実質公債比率が減少になる想定を今しております。

                  またですね、財政推計におきまして、今回の事業においては、国庫の部分が増額するという推計なので、財政的には大きな変動はないというふうな形で今、推計をしているところでございます。

                  なので、現状その辺のことで理解いただければ、資料のほうはちょっと今現状これから作るという状況がありますので、今後の中で理解していただければというふうに思いますが。（「資料は出るの。」の声あり）資料におきましては、今説明したとおりですね、令和2年度の3月に出した数字を基に説明をするということであれば、資料のほう、また提示させていただきたいというふうに思います。

教育課長          ただいまの御質問に関しまして、債務負担行為時と令和2年3月議会、現時点のその補助事業、単独事業、アスベスト、事業費としての財源内訳を出せるかどうかということではありますが、今答弁のとおり、国・県支出金は増額、町債は減額ということではありますが、細かく出した資料を作っておりますので、準備はできます。

6番井上          今ですね、説明員の方からありましたようにですね、それではですね、それ

らの議案審議の前にですね、そういった資料をですね、提出していただいでですね、実際にこれだけの町は大事業を行うんだ、それに対してどういうふうに議会としては考えていくのか、そういう判断基準になる資料だと思います。しっかりした資料をですね、提出していただけるようですね、要望してですね、2番についてはですね、以上とさせていただきます。

それではですね、(1)、一般質問の(1)のほうにつきましてですね、財政調整基金というのは、やはりいろんな災害を含めた中で、いざというときのやはり町の蓄えだというふうに私は理解をしています。ここで補正予算のほうで、決算のほうで示されるのかなというふうに思っていたんですけども、ここで補正予算の中で1億6,000万円の積立てを行い、基金総額が約5億400万円であるということです。これは本来はですね、決算の剰余金と、それ以外ですね、事業の未執行、できなかった事業等による削減の部分の積立てというのは、本来は分けてやるべきではないかというふうに考えます。そうしないとですね、この元年度の決算を認定する上で、どれだけ剰余金として余ったんですけども、それについてどういうふうにそのお金を使っていくのかということが、本来は決算書の中の剰余金から積立事業ということで示すべきではなかったかなというふうに思います。その辺は地方財政法等の趣旨をどういうふうに理解しているのかということですね、簡単にお答えをいただきたいというふうに思います。

もう1点ですね…取りあえずその地方財政法の趣旨の歳計剰余金の処分としての積立てと、今回補正で行った積立ての理由をですね、お伺いをしていきたいと思います。

政策推進課長

まず、地方自治法上の233条の2の規定によりますと、第1にですね、各会計年度において決算剰余金を生じたときは翌年度の歳入に編入しなければならないとございます。ただし書きの中でですね、条例もしくは議会の議決によって基金に編入することができる規定というふうになってございます。今回、町の方針といたしましては、法に基づき、まず歳入の予算に編入することを前提に今回は進めておりましたが、コロナの影響による歳出予算の減額を考慮しながらですね、財政調整基金への積立てを決定する必要があるという判断をし、

法第233条の2ただし書きの規定を使用せずに、繰越金として補正第9号で予算編成をし、併せて歳出予算に積立金として計上した方針でございます。以上です。

6 番 井 上 その点はちょっと、それぞれの解釈があると思いますが、今後ともですね、やはり地方自治法、地方財政法等の趣旨をですね、十分理解をして執行をしていただければというふうに思います。

次にですね、財政調整基金の現在高のですね、上郡内での比較というのをされているか。その中でですね、どういうふうな位置づけがあるかということですね、まずお答えをしていただきたいと思います。この平成25年から平成30年というのはですね、決算カード等で上郡5町の状況が比較されている部分がございます。その中で、財政調整基金の現在高30年度としてはですね、やはり松田町が一番、上郡の中で5番目ですね、財調の現在高、松田町3億5,400万円、下から2番目で開成町がもう5億8,000万円、山北町が6億というふうな状況です。またこれをですね、単純に財政調整基金の現在高だけではなく、標準財政規模の中に占める財政調整基金の比率としてもですね、松田町は12.2%、開成町は15%、山北町は18.3%ということで、そういった部分もですね、大分松田町が下位にあるという中から、今後ですね、この平成25年から30年度におきましても、ほとんどですね、平成30年度で1億の積立てをしています、それ以外は全部マイナスなんですね。この減少傾向をですね、またこのコロナ禍において大分厳しい状況、先ほど税収のほうは前者の質問に対して税収減に対しては交付税等で対応するという説明もあったんですけども、交付税で対応されるのは、たしか収入の75%相当。残りはですね、自前で減収になるということが想定をされます。そういった部分からですね、松田町の財政調整基金、令和元年度で3億5,400万という決算が出ました。ここで1億6,000万入れて5億400万円。その額というのは大きいのか少ないのか。また、今後の財政調整基金の現在高を、足柄上郡内で比較してもですね、どういうふうな位置づけで目標とする積立額、積立てを行っていくのか、それについてお伺いをいたします。

政策推進課長 まずですね、平成25年からの推移ということがございます。ちょっとさかの



ぼるとですね、平成20年からを見ますと、平成20年がですね、2億という金額で財政推計を推移しています。それからですね、様々なことがございまして、平成26年からですね、取崩しのほうが進んでおります。そうした中、今回このコロナの関係もございまして。そうした中で、足柄上郡の推移と比較して、この金額を積立てたかということではなく、町の今の財政状況の中で、今後進める様々な事業、またコロナ禍、そして財政の今後の、先ほど収入減も含めてですね、町としてはこの1億6,000万、補正のほうで繰入れるという形で判断したものでございます。

また、井上議員言うとおりでですね、今後この財政調整基金に用途が、目的が定められてない、様々な形で使えるという基金の目的に、今後は町としても姿勢を示し、積増しをしていく方針で取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上      ここでですね、コロナ禍のもとで大分厳しい財政状況になるということで、また今後ですね、そういった財政調整基金への町のほうの考え方、姿勢等が明確になった段階でですね、そういったものを議会のほうにお示しをしていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、先ほど町長の答弁の中でですね、寄1番地の土地の売却収入は、財政調整基金に積み増すという予定があるというふうに答弁されていますけれども、これはですね、以前の議会の中で、買戻し特約による契約を締結をするというふうな説明があったかと思っております。そうしますと、財政調整基金の中にですね、この金額を入れてしまうとですね、どの部分が寄1番地の土地の売却収入で、どの部分がですね、本来財政調整基金の部分か。また、それを使ってしまうとですね、買戻し特約を適用した場合にですね、土地を返還をしていただくかわりに、現金をですね、相手方へ渡さなければいけないという中で、財政調整基金に積み増しをすることが適当なのか。私の考え方では、別の基金、例えば土地開発基金であればですね、それは土地に関することの基金だけであると。そういうふうに、入った金額をこの買戻し特約が終了するまでは明確に判別できる基金、口座に置くべきではないかというふうに考えますが、それに対してのお考えをお伺いをして、最後の質問とさせていただきます。

政策推進課長　　まず、買戻しということにつきましては、町としては寄1番地は10年間で登記をする目的で、いわゆる公共の住宅地等の整備円滑化に対する創設された特約制度として定めておる、いわゆる民法579条の規定になってございます。こうしたことですね、まず買戻し期間中に違反行為等があれば、契約上、違約金、落札額の3割を支払うというふうになってございます。もしですね、買戻しが不測の事態ということで、支出の発出がされた場合に備えてですね、払戻しの収入を留保しておく法律上の規定はございませんので、町としては財政状況の中で判断することになりますので、留保しておく特別な目的基金の設置は行わず、毎年の財政状況を踏まえて物件…物件なんですけども、売却収入は財政調整基金に積み立て、必要によって年度内の財政状況に対応し、取り崩すことも検討するというように進めていきたいというふうに考えてございます。

なおですね、この財政調整基金の条例の規定の中にですね、第6条処分がございまして。長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費に充てるときというところがございまして、これらを踏まえて今回は財政調整基金の中に入れてですね、それを必要によっては取り崩して、買戻しがあれば発動すれば取り崩していくというふうな考えも今しているところではございません。以上です。

6 番 井 上　　ありがとうございました。

議 長　　以上で受付番号第7号、井上栄一君の一般質問を終わります。

録画の操作の間、少しお待ちください。